

第11 その他

第11 その他

1 各種協議会等開催状況

(1) 小牧市健康づくり推進審議会(所管：健康生きがい推進課)

区 分	月 日	内 容
第 1 回	令和 7 年 5 月 14 日	議 題 (1)ヘルスラボ・こまきの運用の振り返りと今後の活用について 報 告 (1)令和 7 年度健康づくり関連事業について (2)糖尿病対策専門部会の設置について
第 2 回	令和 7 年 11 月 19 日	議 題 (1)小牧市健康づくり推進プランの取組の進捗状況について (2)小牧市新型インフルエンザ等行動計画の改定について 報 告 (1)令和 7 年度健康づくり関連事業について
第 3 回	令和 8 年 2 月 18 日	議 題 (1)令和 7 年度小牧市健康づくり推進審議会専門部会の取組について 報 告 (1)女性の健康づくりに関する取組について (2)高齢者の介護予防と保健事業の一体的実施に関する取組について (3)健康経営支援に関する取組について

(2) 小牧市予防接種協議会

区 分	月 日	議 題
第 1 回	令和 7 年 10 月 15 日	・新型コロナウイルスワクチン接種後健康被害給付申請者について ・令和 6 年度の予防接種実績について ・予防接種事務のデジタル化について

(3) 小牧市休日急病診療所運営協議会

区 分	月 日	議 題
第 1 回	令和 8 年 2 月 3 日	・小牧市休日急病診療所診療体制の変更について ・令和 7 年度小牧市休日急病診療所事業報告について

(4) 小牧市母子保健推進協議会

区 分	月 日	内 容
第 1 回	令和 7 年 6 月 27 日	(1) 報告 生と性のカリキュラム令和 6 年度実績報告 (2) 議題 母子保健推進協議会のあり方について
第 2 回	令和 8 年 2 月 27 日	(1) 報告 令和 7 年度 5 歳児健康診査について (2) 議題 令和 6 年度小牧市健康づくり推進プランの取組の進捗状況について～乳幼児の受動喫煙の防止について～

2 不妊治療等助成事業（一般不妊治療）

(1) 目 的

妊娠を望んでいる方々の経済的負担を軽減するために、不妊検査、不妊治療（生殖補助医療を除く）に要する費用を助成する。

(2) 対 象

次のいずれにも該当する方

- ・ 双方、またはいずれか一方が申請日において小牧市内に住民登録をしている方
- ・ 婚姻届を出されているご夫婦、または事実婚関係にある男女
- ・ 医療保険加入者、または被扶養者、若しくは生活保護法に規定する医療扶助、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する医療支援給付対象者
- ・ 市税（市県民税、固定資産税及び国民健康保険税）を滞納していない方
- ・ 産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科または皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において、不妊症と診断され、不妊検査・治療等を受けられた方

(3) 補助金を受けることができる医療行為

- ・ 不妊検査
- ・ 不妊治療（生殖補助医療を除く）

(4) 補助期間及び補助金額

- ・ 1年度につき1回5万円を上限として、治療を受けた医療機関で医師が認めた治療の自己負担分
- ・ 診療日の属する月から継続する2年間（24か月）

(5) 助成件数

96件

(6) 助成件数のうち妊娠が成立した件数

25件

3 不妊治療等助成事業（生殖補助医療）

(1) 目 的

妊娠を望んでいる方々の経済的負担を軽減するために、生殖補助医療、男性不妊治療、先進医療に要する費用を助成する。

(2) 対 象

次のいずれにも該当する方

- ・双方、またはいずれか一方が申請日において小牧市内に住民登録をしている方
- ・婚姻届を出されているご夫婦、または事実婚関係にある男女
- ・医療保険加入者、または被扶養者、若しくは生活保護法に規定する医療扶助、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する医療支援給付対象者
- ・市税(市県民税、固定資産税及び国民健康保険税)を滞納していない方
- ・産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科または皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において、不妊症と診断され、生殖補助医療及び男性不妊治療を受けられた方

(3) 補助金を受けることができる医療行為

- ・生殖補助医療（体外受精、顕微授精）
- ・男性不妊治療
- ・先進医療

(4) 補助回数及び補助金額

- ・治療開始から治療終了までを1回の申請とし、初回申請分の生殖補助医療の治療開始時点における妻の年齢が40歳未満の場合は6回まで、40歳以上43歳未満の場合は3回まで

(5) 助成件数（重複を除いた件数）

87件（52件）

(6) 助成件数のうち妊娠が成立した件数

28件

4 不育症治療等助成事業

(1) 目 的

医療機関において不育症の診断を受けた方々の経済的負担を軽減するために、不育症検査及び不育症治療に要する費用(保険適用外分のみ)を助成する。

(2) 対 象

次のいずれにも該当する方

- ・ 双方、またはいずれか一方が申請日において小牧市内に住民登録をしている方
- ・ 婚姻届を出されているご夫婦、または事実婚関係にある男女
- ・ 医療保険加入者、または被扶養者、若しくは生活保護法に規定する医療扶助、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する医療支援給付対象者
- ・ 市税(市県民税、固定資産税及び国民健康保険税)を滞納していない方
- ・ 産科、婦人科、産婦人科を標榜する医療機関において、不育症と診断され、不育症検査・治療等を受けられた方

(3) 補助金を受けることができる医療行為

- ・ 不育症検査
- ・ 不育症治療

(4) 補助回数及び補助金額

- ・ 1回の治療につき15万円を上限として、治療を受けられた医療機関で医師が認めた治療の自己負担分(保険適用外)
- ・ 治療開始から治療終了までを1回の申請とし、5回まで

(5) 助成件数

2件

5 小牧市自殺対策計画の推進

(1) 目 的

自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題である。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す上で、家庭、地域、学校、職場等、様々な場で、「いつもと違う」様子に気づき、必要に応じて専門機関等へつなぐことが重要であり、早期の段階で困っている人に気づく身近な支援者を増やし、みんなで生きることを支える地域づくりを進める。

(2) 対 象

一般市民

(3) 実施内容

ア 会議

区 分	月 日	議 題
小牧市自殺対策推進協議会	令和7年7月28日 令和8年2月16日	・自殺の現状、自殺対策計画の取り組みについて
小牧市うつ・自殺対策相談窓口ネットワーク会議	令和7年9月30日	・子どもの心の健康づくり

イ 取り組み

- ・ゲートキーパー養成講座開催

ゲートキーパー養成講座	対象：職員[新任期職員]	令和7年6月4日(44名)
	対象：職員[全職員（web研修）]	令和8年3月中（713名）
	対象：保健連絡員（初級編）	令和7年6月30日(39名)
	対象：保健連絡員（ステップアップ編）	令和7年9月2日(25名)
	対象：一般市民	令和8年2月8日(126名)

- ・ゲートキーパーについて周知、啓発(区長会、民生委員・児童委員連絡協議会、職域関係者等)
- ・自殺再企図防止講座の開催(専門職および相談窓口対応職員対象)
- ・「自殺予防週間(9月)」及び「自殺対策強化月間(3月)」に合わせた普及啓発(ポスターの掲示、啓発物品の設置、関係機関との連携によるデジタルサイネージの活用や関連図書コーナーの設置等)
- ・広報、市のホームページ等で「こころの健康」及び相談先について周知

6 骨髄提供者等助成事業

(1) 目 的

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)を提供した方や提供した方が勤務する事業所に対し助成金を交付することで、提供に要する経済的負担を軽減する。また、骨髄等の移植の推進及び骨髄バンクへのドナー登録者数の増加を図る。

(2) 対 象

次に該当するもの

ア 骨髄等の提供日において小牧市内に住所を有し、かつ居住をし、公益財団法人日本骨髄バンクを通じて骨髄等を提供した方

イ 骨髄等を提供した方が、骨髄等の提供のために要した通院又は入院した日数を通じて勤務している国内の事業所(個人事業主、官公庁、独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を除く)

(3) 助成の対象となる行為

ア 骨髄等の提供のための健康診断や自己血貯血に係る通院

イ 骨髄等の採取にかかる通院や入院

※ただし、骨髄等の提供が完了した日から1年以内の申請による

(4) 助成金額と期間

1回の骨髄等の提供につき、通算7日が上限

骨髄等を提供した方	(1)通院又は入院1日につき2万円 (2)20万円(市独自の助成金)
事業所	通院又は入院1日につき1万円

(5) 助成者数

1名

7 がん患者医療用補整具購入費助成金

(1) 目 的

医療用補整具の購入に係る費用の一部を助成することにより、がん患者の方の心理的負担及び経済的負担の軽減を図り、治療・就労・社会参加等との両立の支援と療養生活の質の向上を図る。

(2) 対 象

次に該当する方

ア 医療用補整具を購入した翌日から助成金の交付の申請をする日までの間、本市の住民基本台帳に記録されている方

イ がんと診断され、がんの治療を受けた者又は現に受けている方

ウ がん治療に起因する脱毛又はがんの外科的治療等による乳房の変形に対応するための医療用補整具を購入した方

(3) 助成の対象となる経費

医療用補整具の購入に係る費用

ア ウィッグ(全頭用・部分用)

※ウィッグと同時申請の場合のみ、頭皮保護用ネットを含む

イ 乳房補整具(補整下着、補整パッド又は人工乳房)

※乳房補整具と同時申請の場合のみ、それらを固定する下着を含む

(4) 助成金額と期間

購入費用の2分の1(上限はウィッグ・乳房補整具ともに各2万円)

※1,000円未満は切り捨て

※助成回数は1人につき各1回限り

(5) 助成件数

ア 医療用ウィッグ 51件※

イ 乳房補整具 17件※

※内2件は両種類申請

8 若年がん患者在宅療養助成金

(1) 目 的

若年のがん患者に対し、在宅サービスの利用等に係る費用の一部を助成することにより、若年のがん患者の経済的負担を軽減し、安心して住み慣れた自宅での生活ができるよう支援する。

(2) 対 象

次のいずれにも該当する方又は市長が特に必要と認める方

ア 在宅サービスの利用等の時点及び申請の日において本市の住民基本台帳に記録されている方

イ 在宅サービスの利用等の時点において、40歳未満の方

ウ がん患者（医師に一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方に限る。）

エ 在宅生活の支援及び介護が必要な方

オ 本市の市税の滞納がない方

カ 福祉用具の借用及び福祉用具の購入に係る費用の助成については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない方

キ 他の公的な制度又は保険による同種の助成又は給付を受けていない方

(3) 助成の対象となる経費

ア 在宅サービスの利用費用

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、その他若年のがん患者が自宅で生活するために必要と認められるサービスの利用費用

イ 福祉用具の借用費用

手すり・スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排せつ処理装置、その他介護保険で認められるものの借用費用

ウ 福祉用具の購入費用

腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排せつ予測支援機器、その他介護保険で認められるものの購入費用

(4) 助成金額

1か月ごと、対象経費の合計のうち9割（上限54,000円）

※1,000円未満は切り捨て

(5) 申請・請求期限

助成対象のサービス等を利用した年度内

(6) 助成件数

0件